

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		会議室の利用許可
根拠法令及び条項		新座市立図書館規則第7条 会議室を利用しようとする団体は、会議室利用申請書を提出し、館長の許可を受けなければならない。
所管部課係名		教育総務部中央図書館奉仕係
審 査 基 準	関係条項	第6条 会議室を利用できるものは、市内の団体とし、利用の目的が条例第3条に規定する事業に合致しているものとする。 第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、会議室の利用を許可しない。 (1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) その他管理上支障があるとき。
	基準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、利用を許可する。 (利用できる団体) 規則第6条の規定により会議室を利用できる団体は、次に掲げる団体とする。 (1) 条例第9条第2号に規定する図書館資料の貸出しを受けることができる団体で、会議室において、次の利用目的に掲げる活動を行おうとする団体 (2) 新座市又は新座市教育委員会 (利用目的) 会議室においては、次に掲げる活動等を行うことができるものとする。 (1) 読書会又は読み聞かせ、その他地域の図書館活動 (2) 対面朗読、音訳及び点訳資料の製作等障がい者奉仕 (3) 利用の目的が条例第3条に合致し、かつ、新座市立図書館長（以下「館長」という。）が認めたもの (4) 新座市又は新座市教育委員会が主催する事業 次の各号のいずれかに該当する場合には、会議室の利用を許可しない。 (1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) その他管理上支障があるとき。
	参考事項	新座市立図書館会議室利用申請事務取扱要領
設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成31年4月1日最終変更)	

標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)